

蚊爪村太郎兵衛・八田村所兵衛致縮、其方共の預置、外小
作人共の儀も相預置候。罷歸、同役中の申聞、急度曲事可
申付候得共、其儀相宥、當一作圖り免四步之外、爲過怠三
步増免申付候條、是以後不埒之族無之様嚴重申渡、請書付
可爲指出者也。

酉十月初日

行山傳左衛門 印

覺

寶永元年新開高三百石

一、當一作三步

河北郡才田村領

右先達而相渡候免狀之面、當一作圖免四步之外、右三步爲
過怠増免申付候條、請書付可爲指出者也。

寛保元年十月二日

同 斷

入膳村兵左衛門跡組荒俣村・吉田村領、享保二年新開高二
百六十二石三斗之場所、昨十二日令見分候所、刈跡有之に
付相尋候得ば、先達而刈取候旨申聞候。拙者共見分無之
以前、刈取不申御格之儀は、作人共能存知罷在候條。然所右

之族沙汰之限に付、右作人之内六兵衛・六右衛門兩人令縮
庄助に預け置候。右不届之儀は兩人に不眼事、作人一統不
心得故に付、拙子罷歸同役中にも申聞、急度曲事に可申付と
存候得共、先此度之儀は令用捨、當年見圖免五步之外、二
步過怠免申付候。則別紙七步之免狀相渡候。是以後右之族
於有之は、尤急度曲事可申付候條、向後之儀嚴重に申渡、
書付可爲指出者也。

甲子九月十三日

覺

享保二年新開高二百六十二石三斗

一、當一作圖七步

荒俣村領
吉田村領

以上

延享元年九月十三日

行山傳左衛門 印

一三三 引免見立方仕様條々

一、乞帳一組切二冊充爲指出、一冊には場印を取改作所に
指置、一冊は見立に罷出候人々持參之事。

一、見立之郡々、鬮取を以主付相極候也。但兩年續有之時
は、前年之同郡には不罷出候。鬮取之上指替可申事。召連
候御扶持人、同役僉議之上功者不功者片寄不申様に組合
せ、見習人も一兩人充召連候事。尤御扶持人共郡を隔候様
に組合せ候。隣郡之者も先は指除候事。

一、野帳は、自組之十村共より、廻り先に而指出候事。

附記、毎夜於泊宿、自組之十村より、翌日見分之村々、
次第之通小紙に書付出し申候。其時分村傳之道程付も、
一所に爲書出申儀に候。追而日數道程付に入申候。

一、毎日見立相仕廻、同夜中引免帳・入札平均帳、免狀留帳
等爲付可申事。其日切に相濟不申候へば、後には手に餘り
申物に候間、夜明に成候而も其日切に仕廻申事。

初日は村數多くは不仕心得也。二三日茂過候而は、村續
之所々は、八九ヶ村・十ヶ村も不苦候。尤高之高下に寄
可申事。

一、引免狀、新田・古田二冊に可申付事。

一、引物成帳一組切に仕、合冊にして、見立濟罷歸候節指
出候様に、十村等可申渡事。

一、御藏入給人仕分帳、一組切一冊充にして指出候様に申
渡、尤引夫銀も爲書載申事。

一、見立村之内、免切至而高下之所覺置可申事。

一、金澤に罷歸、引物成帳は御算用場の指出申候。引免帳
も御算用場の指出置、半切に引免手目録相調、引免帳と一
つに御用番の指上候事。

一、引免手目録、御算用場奉行并同所御横目にも相渡候事。

一、御勝手方御席の者、引免目録斗指出申事。

一、免切諸手合打込、一紙目録相認、御用番の指上候事。
以上

以上

見立之節免狀調様

覺

誰 組

一、定免何つ 何 村

何つ 内 何 年季引免